

審査基準及び標準処理期間整理個表

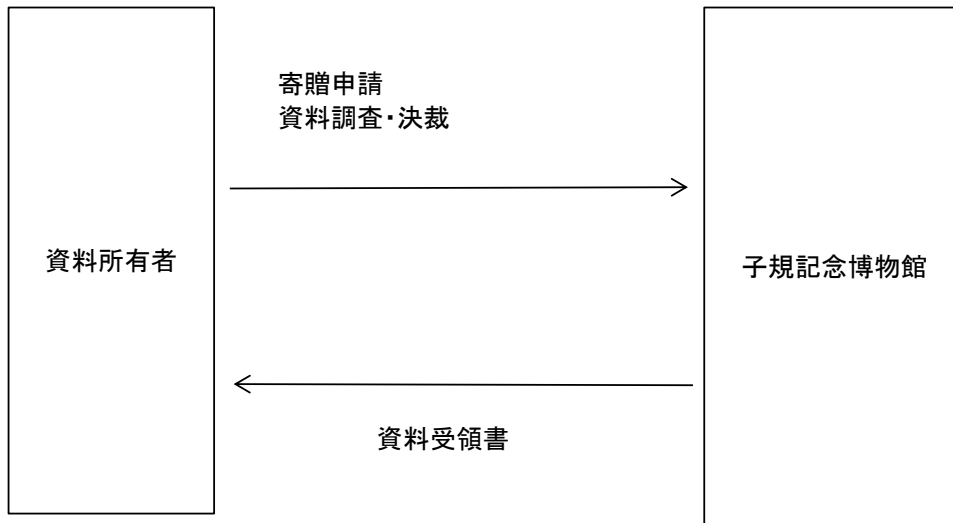
番号 5

処 分 名	博物館資料の寄贈又は寄託の許可	
処 分 の 概 要	博物館に博物館資料を寄贈又は寄託を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立子規記念博物館資料取扱規則(昭和56年教委規則第4号)	
条 項	第2条第3項	
所 管 課	子規記念博物館	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	<p>松山市立子規記念博物館条例第2条に規定する博物館の設置及び目的の範囲内において、資料等の収集及び審査に関する要綱第3条に定める基準、かつ松山市立子規記念博物館における資料等の収集及び審査に関する要領第3条の基準に合致するものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立子規記念博物館資料取扱規則 第2条第3項 博物館に博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料(寄贈・寄託)申請書(第1号様式)により申請し、許可を受けるものとする。</p> <p>○資料等の収集及び審査に関する要綱 第3条 資料等の収集方針は、次の各号の基準に合致するものについて行うものとする。 (1) 資料的価値の高いもの又は芸術的価値の高いもの (2) 松山市に関連のあるもので価値の高いもの (3) 松山市の文化振興上特に必要と認められるもの</p> <p>○松山市立子規記念博物館における資料等の収集及び審査に関する要領 第3条 博物館は、その設置目的の範囲内において、要綱第3条に定める基準に合致するものであって、「人間正岡子規」というテーマにふさわしく、かつ、広く市民の理解を得ることのできる資料等を収集する。 2 博物館が収集する資料等は、おおむね次のものとする。 (1) 正岡子規に関する資料等 (2) 正岡子規に直接関係する者に関する資料等 (3) 正岡子規を生み育てた文化的土壌に関する資料等</p>	

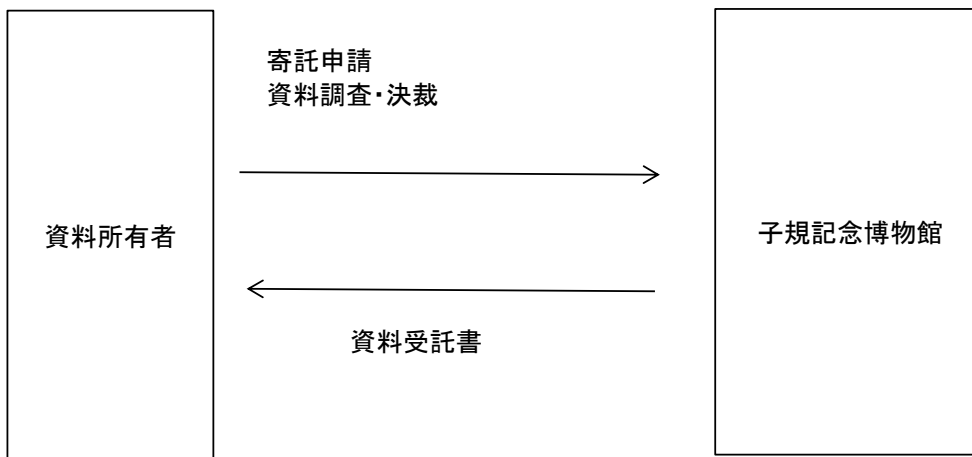
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

《寄贈》



《寄託》



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。